

値札等の価格表示について

～消費税率引上げ時の「価格表示に関する基本的な考え方」～

平成 25 年 10 月 1 日
日本百貨店協会

来年 4 月 1 日の消費税率 8%引上げ時の対応について、百貨店として望ましいと思われる「価格表示に関する基本的な考え方」をまとめた。

なお、この基本的な考え方は、会員店が価格表示方法を決める際の参考資料として利用されることを目的として、総額表示義務が緩和される消費税転嫁対策特別措置法(以下「特措法」)の施行期間(平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日)における対応を想定して作成したものである。

1. 値札等の価格表示あり方

現行の「総額表示」に加え、「本体価格のみの表示」を併用する。

【理由】消費者の利便性を考慮すると※1 現行の総額表示された値札を使用することが望ましいが、特措法を遵守して取引先の負担を軽減すること、消費税率が二段階で引き上げられることによる値札交換に関する混乱を防止するため、「当該価格表示が本体価格表示(外税表示)であることを明確に告知すること」を条件として、※2「本体価格のみ表示した値札」を受け入れることとする。

※1 現行の総額表示された値札の例

「税込 1,080 円(本体価格 1,000 円)」、「税込 1,080 円」等

※2 本体価格のみの値札表示の例

値札に「1,000 円+税」、「本体価格 1,000 円」、「1,000 円(消費税別)」等と表示。同時に、店頭 POP 等により、当該値札表示又は当該ショップ(棚)の商品は、消費税額を含まない価格表示である旨を告知する。

2. 値札等を本体価格のみの表示とした場合の対応

値札等は「本体価格のみの表示」とした場合、対面販売のトークおよび POP 等の店頭表示により、総額(税込金額)の告知に努めることが望ましい。

【理由】商品本体に貼付する値札や、ブランドタグの価格表示が「本体価格のみ

の表示」である場合、「当該価格表示が本体価格表示(外税表示)であることを明確に告知すること」に加えて、可能な範囲で、接客販売時のトークや、店頭 POP・棚札等により、消費者に総額(税込金額)をお伝えすることが望ましい。

※ 棚札等における総額表示の例

値札を「本体価格 1,000 円」とした場合、
棚札等には「商品名称 税込 1,080 円(本体価格 1,000 円)」と表示。

総額表示への移行

平成 29 年 3 月 31 日の特措法の施行期間終了後は、総額(税込金額)表示にする必要があるため、特措法の期限内に、消費者と取引先の混乱を防止しつつ、段階的に総額表示をした値札に戻していくことが望ましい。

3. 値札以外の広告物等における価格表示

消費税率の変更時期を挟まない広告物等に掲載する商品の価格表示については、現行通り総額表示をすることが望ましい。

【理由】消費税率が変わる平成 26 年 4 月 1 日(および平成 27 年 10 月 1 日)を挟まない期間に限定されて使用する折込チラシやダイレクトメール等広告物については、総額(税込金額)を表示することが望ましい。

なお、異なる消費税率が適用される期間に使用するカタログ等の価格表示は、消費者の誤認を防止するため、以下の表現を行うことが望ましい。

- ① 本体価格表示と「消費税を別途ご請求する」旨を判りやすく記載する。
- ② 本体価格表示を記載し、別途、税率 5%と 8%消費税額を含めた税込金額が判る価格表等を添付する。
- ③ 当面の税率 5%の総額表示と本体価格を併記した価格表示を行い、「記載金額は平成 26 年 3 月 31 日までのものであり、平成 26 年 4 月 1 日以降は、記載された本体価格に 8%の税率をかけた代金をご請求する」旨を判りやすく記載する。

以上